

## 会 議 録

会議の名称	白岡市介護保険等運営協議会第8回会議
開催日	令和5年12月14日（木）
開催時間	午後1時30分 から 午後2時40分
開催場所	市役所1階 会議室102、103
会長の氏名	増田 政史
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	本木 桃子 中村 由美子 小森谷 清 井上 みゆき 吉田 英雄 稲垣 操 寺井 堅一 増田 政史 小野 克巳 齋藤 恵生 浅野 悦子 11人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	北村 秀和 伊藤 昌美 2人
説明員の職・氏名	高齢介護課主幹介護保険管理担当 関根 啓之
事務局職員 の職・氏名	健康福祉部長 中山 玲子 高齢介護課長 小島 浩 高齢介護課課長補佐 金子 八絵 高齢介護課主幹介護保険管理担当 関根 啓之 高齢介護課主査地域支援担当 西山 訓弘 高齢介護課主査介護認定給付担当 鬼久保 智子 高齢介護課主任介護保険管理担当 都野 美希
その他 会議出席者 の職・氏名	株式会社まち研 浜田 守、本間 洋美
会議次第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 (1) 白岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について (2) 第9期介護保険料基準額（案）について (3) 医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画（案）について (4) その他 4 閉 会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白岡市介護保険等運営協議会第8回会議次第</li> <li>・ 資料1 白岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）</li> <li>・ 資料2 白岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）に対する 意見及び対応一覧</li> <li>・ 資料3 素案からの主な修正箇所一覧</li> <li>・ 資料4 第9期介護保険料基準額（案）</li> <li>・ 資料5 医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画（案）</li> <li>・ 資料4 第9期介護保険料基準額（案2）※当日配布</li> </ul>

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
課長	<p>会議出席者に対し謝意を述べ、開会を宣す。 続いて会長より挨拶を願う。</p>
会長	<p>会議出席者に対し謝意を述べ、挨拶を行う。</p>
課長	<p>続いて、委員の出席状況について、出席委員は11名で、白岡市介護保険条例第20条第2項の規定による委員の過半数に達しており、本日の会議成立を報告する。 続いて、資料の確認を行う。 議事進行について、介護保険条例第20条第1項規定により、会長に議長の職を行うよう願う。</p>
議長	<p>議事を進行する旨宣する。</p>
議長	<p>(1) 白岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について 本日の議題「(1) 白岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>資料番号1、2及び3に基づき説明をする。</p>
議長	<p>質疑がないか、委員に諮る。</p>
A委員	<p>自分の提案が取り入れられたことについて感謝する。修正された計画の文章もとても良くなったと感じる。 資料2のP3の2番目に記載されている件について、クロス集計で得られたデータはどのようなことだったのか。また、認知症の窓口の認知度について、掲載しないのか。認知症施策については、より事業を増やし、充実するべきと考える。 認知症ケアパスについては、「ケアパス」以外の表現を使っている自治体が多いため、このような修正で良かったと思う。</p>
事務局	<p>資料1のP46の追記部分については、例えば認知症の有無によるクロス集計分析を行った結果を踏まえて記載したものである。 資料2にも記載しているとおり、市では、認知症の相談窓口については、地域包括支援センターが第一であると考えている。 また、認知症施策については新規事業の充実ももちろんだが、まずは市ホームページの改善も行いながら、既存事業の一層の周知に努めることにより、相談窓口の認知度向上を図っていきたいと考えている。</p>
B委員	<p>認知症対策基本法が成立した。今後、認知症対策の具体的な取組をお願いしたい。 資料1 P86の、介護事業所のBCP（業務継続計画）について、BCPの策定は今年度中に策定することが義務となっている。「策定・運用について支援」</p>

	<p>とあるが、これからの計画で「運用」はともかく「策定」という文言は馴染まないのではないか。</p>
事務局	<p>この項は、国の基本指針に沿った記載としているものである。BCPは第9期からは義務化され、全ての事業所で策定されているべきものとなるが、ここでの「策定についての支援」とは、新規指定事業所に向けてのことだと理解している。</p>
B委員	<p>BCPは、事業所が地域と連携していなければならないものだと思う。表現については、国の指針のとおりであれば、このままで良い。</p>
議長	<p><b>(2) 白岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について</b>          本日の議題「(2) 第9期介護保険料基準額（案）について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>資料4に基づき説明をする。          国の標準的な所得段階が多段階化され、第8期の9段階から13段階へと変更される見込みである。          第9期の介護保険料基準額については、事前配布の案1では基本的に第8期を踏襲したものとなっているが、国の案と比較すると、第15段階以上で調整率が国よりも低くなっている。          一方で第7から11段階辺りの中間層では市の方が国よりも調整率が高くなっており、調整率の変更について検討が必要と考えたことから、案2を作成した。          本日配布した案2は、国に合わせて第15段階以上の調整率を引き上げたものである。高所得者に応分の負担を求めるという観点からすれば、案2の方がより公平性が高いと考えられることから、市としては案2の方向で検討を進めたいと考えている。          なお、現時点では制度改正や介護報酬改定等の影響額が国から示されていないため、この案の基準額はまだ確定したものではなく、変更となる可能性があることを了承願いたい。</p>
議長	<p>質疑がないか、委員に諮る。</p>
B委員	<p>第5段階の保険料年額65,400円を12で割っても基準額月額と合わないのはなぜか。</p>
事務局	<p>保険料年額は基準額月額5,458円に各段階の調整率と12か月を乗じて算出し、百円未満は切捨てとなる。このため、逆算すると合わないということになる。</p>
B委員	<p>17段階と段階を多くしていることは、所得段階の高い人の負担を大きくする、つまり所得が多い人により多く負担を求めるとのことだと考える。しかし、国と比較すると、段階によってはそうならないが、なぜか。</p>
事務局	<p>必ずしも国に合わせてなければならない訳ではないが、案2では、高所得者に応</p>

	<p>分の負担を求める観点から、15段階以上の調整率を引き上げている。今後、さらなる低所得者の調整率引き下げについて、国の方針が示されることになっており、その動向を見ながら、第1から3段階についても再度検討していきたいと考えている</p>
B委員	<p>調整率も大切だが、所得のある人がより多くの負担をするものだと思う。所得のある人が、国の基準より安いのはどうなのか。率だけでなく、年額についても低所得者への配慮が必要と思う。</p>
議長	<p><b>(3) 医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画（案）について</b>          本日の議題「(3) 医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画（案）について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>資料5に基づき説明をする。</p>
議長	<p>質疑がないか、委員に諮る。</p>
B委員	<p>既に事業は始まっているが、補助金申請のために作成が必要な計画を後から作るということなのか。</p>
事務局	<p>補助金交付申請の際に県に確認したところ、計画の提出時期については年末に県からの依頼があってからで良いとのことであった。計画の作成に当たっては、関係機関から意見聴取することとされているため、今回の会議で示している。          確かに、既に補助対象の事業所が開設されている中で計画を作成するというのは違和感があるが、県の指示によるものである。          なお、本事業の事後評価については、来年度当協議会で意見を伺う予定である。</p>
議長	<p><b>(4) その他</b>          次に、「(4)その他」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>次回の運営協議会の予定について説明をする。</p>
議長	<p>質疑がないか、委員に諮る。           議事全体終了の旨を述べ、委員の協力に対し謝し、議長を降りる。</p>
課長	<p>円滑な議事進行に謝し、閉会を宣した。</p>